

## 判例第65/2023/AL号<sup>1</sup>

### 「人身売買」の罪による刑事訴追について

2023年8月18日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、2023年10月01日付最高人民裁判所長官の決定第364/QĐ-CA号により公表された。

#### 判例の源：

2018年12月3日付バクリエウ省ドン・ハイ県人民裁判所による、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ファム・ホン・K、被告人ズオン・ティ・T1、被告人チャン・イッチ・Cに対する「人身売買」事件に関する第一審刑事判決第42/2018/HSST号。

#### 判例の内容の位置：

「裁判所の認定」部分の第9, 10, 11段落

#### 判例の内容の概要：

##### - 判例の事実：

被告人は仲介者を通じて被害者に仕事を申し入れて、被害者はこれに引き受けた。その後、被告人は被害者を他人に引き渡し、私的な利益を得る目的で、被害者の意思に反する労働を強要した。

##### - 法的解決策

この場合、被告人は「人身売買」の罪であると確定しなければならない。

#### 判例に関連する法令の規定

- 2015年刑法第150条（2017年に修正・補充された）

- 人身売買の罪に関する刑法第150条及び16歳未満の者を売買する罪に関する刑法第151条の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会の2019年1月11日付第02/2019/NQ-HĐTP号決議。

#### 判例のキーワード

「人身売買の罪」、「私的な利益を得る目的で人を引き渡す」

---

<sup>1</sup> この判例は、最高人民裁判所法制及び科学管理局により提案された。

## 事件の内容

事件書類中の各資料、審理の推移に従うと、事件の内容は以下のように要約される。

差額を受け取るために漁船に配達する人が必要だったため、被告人ズオン・ヴァン・SはG（本当の氏名もホーチミン市の具体的な住所も不明）と協力して、合意された金額に応じて人を探し、被告人Sのもとに送った。GはFacebookを利用して、高給の労働者（長距離旅客バスの助手）を募集した。ブイ・ヴァン・D、レ・ドゥック・M及びチャン・ヴァン・TはFacebook上で仕事を探しており、Gの募集の情報を見つけたので連絡をした。2017年7月26日に、3人はミエンドンのバス亭に到着し、Gが3人を、バクリュー省D県A町1にある被告人Sの家に連れて帰った。GはD、T、Mを被告人Sに引き渡し、900万VNĐを受け取った。

被告人Sは、彼らを受け取った後、被告人ファム・ホン・Kに対し、D、T、Mが海に出て働く内容の労働契約書に署名するよう指示したが、最初の合意は長距離旅客バスの助手で働くことだったため、彼らは署名しなかった。この時、被告人S、K、C<sup>2</sup>は武器（手作りナイフ、鉄の棒、タイナイフを含む）を使って脅迫し、契約書に署名しない場合、1000万VNĐを支払わなければならなかった。お金がない場合、捕縛されなければならなかった。その後、被害者はハ・ティ・L（被告人Sのお母さん）の家に連れて行かれた。被告人Sは、KとCに交代で警備を割り当て、その目的は、Sが働き手を探している漁船を探し、その漁船に被害者を引き渡し、差額を受け取ることであった。同時に、Sはズオン・ティ・T1（Sの妹）をその警備を直接管理するように割り当てた。

逮捕過程において、被告人Sは、被告人K及び被告人T1に対し、被害者の財産を取り上げるよう指示した。被告人T1は、D、T、Mに対し、個人の財産を引き渡すよう求めたが、同意しなかった。そのため、被告人Kはナイフを突きつけて「自ら進んで引き渡すのか、それとも私に取らせるのか」と脅迫した。被告人らが武器を持っていることを知り、恐れのために、被害者らは、カバン、衣服、携帯電話3台、IDカードが3つ入った財布3個、チャン・ヴァン・T及びブイ・ヴァン・DのATMカード2枚を含む財産を引き渡した。財産を受け取った後、被告人KはそれをSに引き渡し、SはMの財布から70万VNĐ、Dの財布から100万VNĐを受け取り、Cに12万VNĐ、Kに33万VNĐを与え、残りはSが個人使用のために保管していた。

2017年7月27日午後10時頃、MとTは換気トンネルを通過して監禁されている場所から逃走した。その後、2017年7月28日午前5時頃、Dも逃走した。3人全員がガイン・ハオ国境警備署に行き、事件を報告した。

ドン・ハイ県警察の警察捜査局において被告人全員は、被害者、関係者の証言及び犯行

---

<sup>2</sup> [和訳者注] Cのファーストネーム、ミドルネームが記載されていないのは原文ママ。

現場と一致し、犯罪行為を認めた。

- 事件の証拠物は以下からなる。被害者の携帯電話・革財布・鞆・衣類。持ち手の長さ 21 cmで、金属の刃の長さ 11 cm (片刃)、刃の最も幅の広い部分が 2 cm である黄色のナイフ1つ。長さ 49 cm、持ち手と刃が金属製で、刃の長さが35 cm (片刃)、刃の最も広い部分が3 cm である手作りナイフ1つ。内部が空洞であり、一端は布で包まれて、長さ63 cm、幅 4 cm、高さ 2 cmの長方形の金属棒1つ。以上がドン・ハイ県の民事判決執行局が管理している。98万 VNDはドン・ハイ県警察によってN銀行、D地区支店に預けられた。

- 民事責任について: ブイ・ヴァン・Dは100万VND、レ・ドゥック・Mは70万VNDの賠償金を要求した。

- 被害者の被った被害を是正するために、被告人チャン・イック・Cは170万VNDを支払った。被告人ズオン・ヴァン・S、ファム・ホン・K、ズオン・ティ・T1はそれぞれ40万VNDを支払った。

2018年4月9日付の起訴状第17/CT-VKSDH号において、ドン・ハイ県人民検察院は2015年刑法(2017年に修正・補充された)第150条2項d号の規定に基づき、被告人ズオン・ヴァンS、被告人ファム・ホンK、被告人チャン・イックC、被告人ズオン・ティT1を「人身売買」の罪で起訴した。加えて、1999年刑法(2009年に修正・補充された)第135条1項の規定に基づき、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ファム・ホン・K、被告人ズオン・ティ・T1は、「脅迫による財産奪取罪」の罪についても起訴した。

公判において、検察官は起訴に関する観点を維持して、審理合議体に対して2017年6月20日付刑法第100/2015/QH13号(一部の条文が法律第12/2017/QH14号により修正・補充された)の執行に関する決議第41/2017/QH14号に基づいて審理するよう請求した。被告人ズオン・ヴァン・Sに対して、2015刑法第150条2項d号、第51条1項b、s号、第54条、第38条を適用して懲役8-9年、1999年刑法第135条1項・2015年刑法第51条1項s号、第38条を適用し、懲役1年6か月-2年、2015年刑法第55条を適用し、被告人に対して、懲役8年6か月-10年の刑罰を合併して求刑した。被告人ファン・ホン・Kに対して、2015年刑法第150条2項d号・第51条1項b、s号・第54条・第38条を適用して懲役6-7年、1999年刑法第135条1項、2015年刑法第51条1項s号・第38条を適用して懲役1年-1年6か月、2015年刑法第55条を適用して懲役7年-8年6か月の刑罰を合併して求刑した。被告人ズオン・ティ・T1に対して、2015刑法第150条2項d号・第51条1項b号・第54条1項、第2項・第38条を適用して懲役3-4年、1999年刑法第135条1項、2015年刑法第51条1項s号・第38条を適用して懲役1年-1年6か月、2015年刑法第55条を適用し、被告人に対して、懲役4年-5年6か月の刑罰を合併して求刑した。被告人チャン・イック・Cに対して、2015刑法第150条2項d号、第51条1項b、s号、第

54条1、2項、第38条を適用し、被告人に対し懲役3－4年を求刑した。審理合議体に対して被告人らに補充刑を課さないように要請した。

最後の言葉として、被告人らは犯罪行為を認め、文盲及び法的知識が乏しかったため、犯罪行為を行った。審理合議体に対し、刑罰を軽減するような希望を述べた。

#### 裁判所の認定：

[1] 事件の内容、訴訟された事件の記録における資料に基づき、審理合議体は次のように認定した。

[2] 訴訟手続について：

[3] 捜査、起訴、審理における訴訟行為・決定の合法性について：

[4] ドン・ハイ県警察捜査局の行為及び訴訟決定について、捜査官、ドン・ハイ県人民検察院、検察官は、捜査と起訴の過程において、刑事訴訟法の規定に基づき、管轄権及び手順、手続を適切に実施した。被告人、被害者、事件の利害関係人は、捜査、起訴の過程および公判中において、訴訟遂行機関、訴訟遂行者の行為、決定について意見・不服を申立てることがなかった。したがって、訴訟遂行機関、訴訟遂行者の訴訟行為・決定は合法的に行われた。

[5] 被害者の欠席について：

[6] 本日の公判では、被害者らは欠席したが、事件の記録に証言があり、その内容は明らかであるため、欠席しても公判に支障をきたしなかった。そのため、審理合議体は刑事訴訟法第292条を適用し、被害者の欠席下で裁判を行った。

[7] 事件の内容

[8] 公判での被告人らの供述は相互に一貫しており、被害者、事件の利害関係人の供述、及び事件記録におけるその他の証拠文書とも一致していた。十分な根拠があったため、以下のように結論する。

[9] D地区の漁船には多くの漁師が必要であることを知っていたため、被告人ズオン・ヴァンSはGと協力し、差額を受け取るために船主に送る働き手を探した。

[10] Gは、高給で長距離旅客バスの助手として働くことを申し出たので、D、T、Mはこれを受け入れた。Gはその3人を受け取ると、被告人Sに引き渡し、900万VNDを受け取った。被告人Sは、働き手を探している漁船を探し、その漁船に被害者を引き渡し、差額を受け取るために、共犯者である被告人K、被告人T1、被告人Cに対し、3人が逃げないように交代で警備するよう指示した。

[11] 被告人らの犯罪行為は社会にとって極めて危険であり、憲法および法律で規定

されている人々の名誉、尊厳および自由権を侵害し、社会秩序や安全に違反した。被告人らは人身売買行為が法律違反であることを認識していたが、個人的な利益のため、被害者の好意を利用し、被告人らは直接の故意をもって本件行為を行った。被告人は、自らの犯罪行為に対して刑事責任を負う法的能力を有する人々である。

[12] 被告人らの行為は 2017 年 7 月から発生し、1999年刑法（2009年に修正・補充された）第119条 2 項e号に規定された「多数人に対する」という刑事責任の加重事由であるため、懲役は5年間から20年間の範囲である。2015 年刑法によれば、上記の行為は第 150 条第 2 項 d号 に規定されている「2 人から 5 人まで」の刑罰枠に該当する事実である行為のため、懲役が8年間から12年間の範囲である。このように、2015年刑法における刑罰は1999年刑法よりも軽かった。したがって、この場合、2015 年刑事訴訟法第7条3項、2017年6月 20日付国会による議決第 41/2017/QH14号第2条2項h号に従って、被告人により有利な刑罰を適用する必要がある。そのため、被告人らの上記行為は、2015年刑法第150条2項d点に規定された「人身売買」の犯罪の構成要件<sup>3</sup>を満たす。

[13]また、被害者らを確保する過程において、被告人Sは被告人K及び被告人T1に対し、D、T、Mを脅かすために武器を使用し、私物及び財産を略奪するよう指示した。私物及び財産はカバン、衣服、携帯電話 3 台、財布3個（Tの財布の中にTのIDカードがあり、Mの財布の中にMのIDカード及びATMカードかつ70万VNĐがあり、Dの財布の中にDのIDカード、ATMカード及び100万VNĐがあった）。財産価値鑑定の結果に基づいて、被告人らは10,300,200VNĐを略奪した。このように、総財産価値は12,000,200VNĐであった。そのため、脅かすために武器を使用し、私物及び財産を略奪した被告人S,T1,Kの行為は、1999年刑法第135条1項に規定された「財産略奪」の犯罪の構成要件を満たす。

[14] 被告人らに対する刑事責任の加重事由及び減軽事由について：

[15] 被告人らは前科がない。捜査、訴追、公判において、「人身売買の罪」について真摯に自白し、悔悟していた。また、被害者は要求しなかったが、被告人らは被害者に損害の一部を回復した。これらは、2015刑法第51条1項 b、s 号に規定された刑事責任の減軽事由である。被告人S及びKは刑法第51条における 2つの減軽事由があったため、刑法第54条1項を適用でき、適用される刑罰枠の下限を下回る刑罰を決定する。被告人T1及びCに対しては、共犯者であるにもかかわらず、役割が重要でなく初犯であり、困難な状況を抱えており、被告人S（兄弟である）から働かされたため、一時的に罪を犯した。したがって、刑法第54条1項及び2項を適用でき、適用される法の条文を下回る刑罰を適用する。

[16] この事件では、被告人Sの役割は危険であり、その他の被告人に実施するよう直

---

<sup>3</sup>〔和訳者注〕「構成要件」の原文はyếu tố cấu thànhである。以下、同じ。

接指示した。被告人Kは主な幫助者であり、危険な武器を使用して被害者を脅迫した人である。そのため、被告人S及び被告人Kに適用される刑罰は、被告人T1及び被告人Cよりも重いものとなる。以上の分析を踏まえると、法律を遵守し、社会での生活ルールを尊重する意識を教育するために、被告人に対して、厳しい罰則を設け、一定期間社会生活から隔離することが必要であると考えられる。

[17] 補充刑について。2015年刑法第150条4項において「本条の罪を犯した者は、2,000万VND以上1億VND以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察処分、居住禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある」と規定した。しかし、証拠書類及び公判における被告人の陳述に基づき、被告らは自営業であり、経済状況が困難な状況であった。そのため、審理評議会は被告に対して補充刑を適用しないことを決定した。

[18] 本事件の物証は以下のように含む：

[19] 携帯電話、財布、カバン及び衣服がある。捜査機関は刑事訴訟法第106条3項b号に基づき、被害者らに返還したことは適切であった。

[20] 98万VNDについて：ドン・ハイ県警察はD地区におけるN銀行の支店に送金した。その中に、被告人Sは48万VNDがあり、被告人Kは50万VNDがあった。このお金は本事件には関係がないので、被告人に返還する。しかし、民事判決執行を保証するためには、今後の判決執行に向け、このお金の管理を継続する必要がある。

[21] 持ち手の長さ 21 cmで、金属の刃の長さ 11 cm (片刃)、刃の最も幅の広い部分が 2 cm である黄色のナイフ1つ。長さ 49 cm、持ち手と刃が金属製で、刃の長さが35 cm (片刃)、刃の最も広い部分が3 cmである手作りナイフ1つ。内部が空洞であり、一端は布で包まれて、長さ63 cm、幅 4 cm、高さ 2 cmの長方形の金属棒1つ。以上について、上記の証拠物は無価値で使用できないため、第106条2項に基づき、没収して破壊される。

[22] 民事責任について。ブイ・ヴァン・Dは100万VND、レ・ドゥック・Mは70万VNDの賠償金を要求した。公判で、被告人らは賠償を支払うのが同意した。そのため、民事訴訟法第5条、2015年民法第584条、585条、586条、592条に基づき、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ズオン・ティ・T1及び被告人ファム・ホン・Kは、それぞれブイ・ヴァン・Dに333.400VNDを賠償しなければならない。また、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ズオン・ティ・T1及び被告人ファム・ホン・Kは、それぞれレ・ドゥック・Mに233.400VNDを賠償しなければならない。

[23] 被害者の被った被害を是正するために、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ズオン・ティ・T1、被告人ファム・ホン・Kは、ドン・ハイ県の民事判決執行局にそれぞれ40万VNDを支払った。そのため、Mが40万VND、Dが40万VND、Tが40万VNDを受け取った。被

害者の被った被害を是正するために、被告人チャン・イック・Cは、170万VNĐを支払い、被害者T、M、Dはそれぞれ566,600 VNĐを受け取った。

[24] 本事件における犯罪、刑罰、刑事責任の加重・減軽事由及びその他の関連問題に関する検察官の観点には十分な根拠があり、受け入れられていると考えられる。

[25] 刑事および民事訴訟費用について: 被告人は法律の規定に従って支払う。

上述を踏まえて、

### 決定:

1.被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ファム・ホン・K、被告人チャン・イック・C、及びズオン・ティ・T1は「人身売買」の罪を犯したと宣言する。被告人ズン・ヴァン・S、被告人ファム・ホン・K、被告人ズオン・ティ・T1は「脅迫による財産奪取」の罪を犯したと宣言する。

1.1. 2015年刑法(2017年に改正および補足された)第150条2項d号、第51条1項b,s号、第54条1項、第38条、第7条3項;2017年6月20日付国会決議第41/2017/QH14号を適用し、被告人ズオン・ヴァン・Sを「人身売買」の罪で懲役7年に処する。

1999年刑法第135条1項、2015年刑法(2017年に改正および補足された)第51条1項s号、第38条を適用し、被告人ズオン・ヴァン・Sを「脅迫による財産奪取」の罪で懲役1年6か月に処する。2015年刑法(2017年に改正および補足された)第55条を適用し、刑罰を合併として懲役8年6か月であり、2017年7月29日から計算する。

1.2. 2015年刑法(2017年に改正および補足された)第150条2項d号、第51条1項b,s号、第54条1項、第38条、第7条3項;2017年6月20日付国会決議第41/2017/QH14号を適用し、被告人ファン・ホン・Kを「人身売買」の罪で懲役6年に処する;

1999年刑法第135条1項、2015年刑法(2017年に改正および補足された)第51条1項s号、第38条を適用し、被告人ファン・ホン・Kを「脅迫による財産奪取」の罪で懲役1年に処する。刑罰を合併として懲役7年であり、2017年7月29日から計算する。

1.3. 2015年刑法(2017年に改正および補足された)第150条2項d号、第51条1項b,s号、第54条1項、第38条、第7条3項;2017年6月20日付国会決議第41/2017/QH14号を適用し、被告人ズオン・ティ・T1を「人身売買」の罪で懲役03年に処する。

1999年刑法第135条1項、2015年刑法(2017年に改正および補足された)第51条1項s号、第38条を適用し、被告人ズオン・ティ・T1を「脅迫による財産奪取」の罪で懲役1年に処する。刑罰を合併として懲役4年であり、被告人の懲役刑の執行開始日から計算する。

1.4. 2015年刑法(2017年に改正および補足された)第150条2項d号、第51条1項b,s号、第54条1項、第38条、第7条3項;2017年6月20日付国会決議第41/2017/QH14号を適用し、被告人チャン・イック・Cを「人身売買」の罪で懲役3年に処し、2017年7月29日から計算する。

## 2.民事責任について:

刑法第42条;2015年民法第584条、第585条、第586条、第592条を適用し、被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ズオン・ティ・T1及び被告人ファン・ホン・Kはそれぞれブイ・ヴァン・Dに333,400VNĐの賠償金を支払わなければならない。被告人ズオン・ヴァン・S、被告人ズオン・ティ・T1及び被告人ファン・ホン・Kはそれぞれレ・ドゥック・Mに233,400VNĐの賠償金を支払わなければならない

また、チャン・ヴァン・T、レ・ドゥック・M、ブイ・ヴァン・Dはそれぞれ966,600VNĐを受け取った。被害者及び被告者は判決執行局で金銭を受け取り及び支払を行う。

## 3.証拠物:

持ち手の長さ21cmで、金属の刃の長さ11cm(片刃)、刃の最も幅の広い部分が2cmである黄色のナイフ1つ。長さ49cm、持ち手と刃が金属製で、刃の長さが35cm(片刃)、刃の最も広い部分が3cmである手作りナイフ1つ。内部が空洞であり、一端は布で包まれて、長さ63cm、幅4cm、高さ2cmの長方形の金属棒1つ。刑事訴訟法第106条に基づき、以上を没収して破壊する。上記の証拠物は今ドン・ハイ県の民事判決執行局による管理されている。

98万VNĐについて:ドン・ハイ県警察官によってN銀行、D地区支店に預けられた。その中に、被告人Sは48万VNĐであり、被告人Kは50万VNĐであり、民事判決の執行を保証するために暫定採取を続ける。

## 4.第一審刑事訴訟費用について:

2015年民事訴訟法第136条;2016年12月30日付国会常務委員会の裁判費用に関する決議第326/2016/UBTVQH14号を適用する。被告人らはそれぞれ判決執行局で20万VNĐを提出しなければならない。民事訴訟費用について、被告人S1、被告人Tはそれぞれ30万VNĐを提出しなければならない。

判決執行債務者は、毎月、判決が執行されていない期間に応じて、判決執行の遅延利息を負わなければならない。利息について民法第468条2項に基づいて計算される。

民事判決執行法第2条の規定に従って判決が執行された場合、判決執行を受ける当事者、判決執行をする当事者は、民事執行法第6条、第7条、第7a条及び第9条の規定に従って判決執行につき合意する権利、判決執行を請求する権利を有し、自ら執行し、又は強制執行を受ける。判決執行申立時効は民事執行法第30条の規定に従う。



公判に出廷した被告人及びその他の訴訟参加人は、判決宣告日から起算して15日間以内に、第一審の判決対して控訴する権利を有する。公判を欠席した者は判決を受け取った日、又は判決が正式に送達された日から起算して15日間以内に、第一審の判決に対して控訴する権利を有する。

### 判例の内容

[9] D地区の漁船には多くの漁師が必要であることを知っていたため、被告人ズオン・ヴァンSはGと協力し、差額を受け取るために船主に送る働き手を探した。

[10] Gは、高給で長距離旅客バスの助手として働くことを申し出たので、D、T、Mはこれを受け入れた。Gはその3人を受け取ると、被告人Sに引き渡し、900万VNĐを受け取った。被告人Sは、働き手を探している漁船を探し、その漁船に被害者を引き渡し、差額を受け取るために、共犯者である被告人K、被告人T1、被告人Cに対し、3人が逃げないように交代で警備するよう指示した。

[11] 被告人らの犯罪行為は社会にとって極めて危険であり、憲法および法律で規定されている人々の名誉、尊厳および自由権を侵害し、社会秩序や安全に違反した。被告人らは人身売買行為が法律違反であることを認識していたが、個人的な利益のため、被害者の好意を利用し、被告人らは直接の故意をもって本件行為を行った。被告人は、自らの犯罪行為に対して刑事責任を負う法的能力を有する人々である。」